

# 事務所だより

11月 16日 号

## 年末調整について

今年も年末調整の時期がやってきました。今回は年末調整のしくみについて話したいと思います。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外に所得がないという人がほとんどだと思います。その給与所得者の1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算して精算する手続きを「年末調整」と呼んでいます。勤務先から毎月の給与の支払いを受ける時に、所得税が引かれていると思います。その毎月引かれた額の合計とその年に納めるべき税額を計算して、年末調整で精算するのです。

確定した年税額より実際に給与から引かれていた所得税が多ければその超過分だけ還付されるのです。反対に年税額のほうが多ければ、追加で徴収されます。

たまに「今年は年末調整の還付がなかったよ。逆に取られちゃった、なんで？」と疑問に思う人がいるみたいですが、決して損はしてないので心配しないでください。

例 Aさんの場合

給与月額 35万 扶養2人 生命保険料控除5万（年間支払保険料10万以上）

毎月給与から引かれる所得税 8,420円

毎月給与からひかれる社会保険料 42,728円

収入金額：350,000×12=4,200,000→所得金額 2,820,000（所得表より）

社会保険料控除：42,728×12=512,736円

扶養控除：380,000×2=760,000円

生命保険料控除：50,000円

基礎控除：380,000円

控除額合計 1,702,736円

所得金額 2,820,000－控除額 1,702,736=1,117,000（千円未満切捨て）

1,117,000×10%=117,000円

特別減税 117,000×20%=23,400円

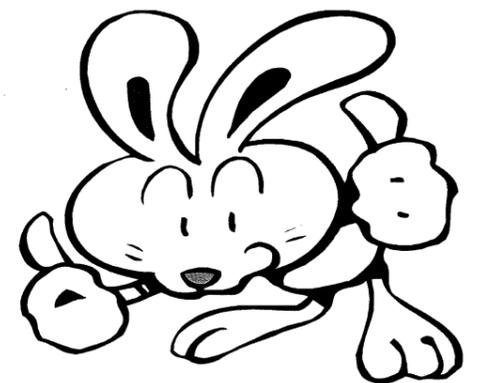
年税額 117,000－23,400=93,600円

給与から差し引かれた所得税の合計 8,420×12ヶ月=101,040円

101,040円－年税額 93,600円=7,440円 年末調整還付金 7,440円

反対に給与から引かれた所得税より確定した年税額のほうが多ければ、不足となり、追加で徴収されるのです。

ご不明な点、ご質問等ございましたらお気軽に当事務所にご相談ください。



担当・宮下